

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針

県及び市町村は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、国等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

災害復旧は、被災した各施設の原型復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画をたてるものとする。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

〔主な実施機関
市町村，県（生活衛生課，農林水産部関係課，県土整備部関係課，教育委員会）〕

第1 公共土木施設災害復旧事業計画

1．河川 2．海岸 3．砂防設備 4．林地荒廃防止施設 5．地すべり防止施設
6．急傾斜地崩壊防止施設 7．道路 8．港湾 9．漁港 10．下水道 11．公園，の
各施設

第2 農林水産業施設災害復旧事業計画

1．農地農業用施設 2．林業用施設 3．漁業用施設 4．共同利用施設，の各施設

第3 教育施設災害復旧事業計画

第4 水道施設災害復旧事業計画

第5 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画

第6 都市施設災害復旧事業計画

第7 住宅災害復旧事業計画

第8 社会福祉施設災害復旧事業計画

第9 官庁建物等災害復旧事業計画

第10 その他の公共施設災害復旧事業計画

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、

又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (11) 天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
- (12) 上水道災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (13) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者更正施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内，公共的施設区域外）
 - セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
- オ 水防資器材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設，公立学校施設，農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活再建等の支援

災害時には、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の自立的な生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより県民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

第1 被災者生活再建支援金の支給

県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、次の基準に該当する自然災害の被災者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行う。

〔 主な実施機関
市町村、県（危機管理局、保健福祉政策課） 〕

1 適用基準

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村であって、ア～ウに規定する区域に隣接する市町村における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害が継続し、長期(概ね6ヶ月程度以上)にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)
- エ 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)

2 支給条件

(1) 対象世帯と支給限度額

年収合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単身世帯(単身)
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない	300万円	225万円
500万円超700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円超800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円

(2)経費毎の支給限度額

世帯区分		全壊等世帯		大規模半壊世帯
		生活関係経費	居住関係経費	居住関係経費
複数世帯	(支給限度額が300万円)	100万円	200万円	100万円
	(支給限度額が150万円)	50万円	100万円	50万円
単数世帯 (単身)	(支給限度額が225万円)	75万円	150万円	75万円
	(支給限度額が112.5万円)	37.5万円	75万円	37.5万円

ア 生活関係経費

(ア) 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費

電子レンジ，電気冷蔵庫，電気掃除機，電気洗濯機，電話機，テレビ，冷暖房器具等21品目

(イ) 被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

防寒服，ベビーベット，うば車（ベビーカー），学生服，眼鏡，補聴器等及びその他内閣総理大臣が必要と認めた医療用具又は福祉用具等9品目

(ウ) 自然災害により負傷し，又は疾病にかかった者の医療費

(エ) 住居の移転費

(オ) 住居の移転のための交通費

(カ) 住宅を賃貸する場合の礼金

イ 居住関係経費

(ア) 家賃（公営住宅を除く）

(イ) 解体（除却）・撤去・整地費（大規模半壊世帯は住宅の補修のために必要な部分が対象）

(ウ) 利息及び債務保証料

(エ) 一時的居住のための物件・施設等の利用料

(オ) 建築確認・完了検査等申請手数料，仲介手数料，表示登記等に係る費用，水道加入分担金

(3) 申請書提出先 市町村

3 被災者生活再建支援基金

(1) 被災者生活再建支援法人の指定

財団法人都道府県会館

(2) 基金

支援法人は，支援業務を運営するための基金を設ける。

都道府県は，支援法人に対し，基金に充てるために必要な資金を，世帯数等を考慮して拠出する。

(3) 支給事務の委託

都道府県は、支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。また、支援法人は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

第2 災害弔慰金等の支給，貸付け

市町村は、「災害弔慰金等の支給に関する法律」及び市町村条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

〔 主な実施機関
市町村，県（保健福祉政策課） 〕

1 災害弔慰金の支給

(1) 支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

(2) 支給額

生計維持者 500万円以内

その他の者 250万円以内

2 災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象

政令で定める災害により負傷し，又は疾病にかかり，治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障害がある住民

(2) 支給額

生計維持者 250万円以内

その他の者 125万円以内

3 災害援護資金の貸付け

(1) 貸付対象

災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限有）

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1カ月以上の負傷 150万円～350万円

イ 住居又は家財の損害 150万円～350万円

(3) 利率

年3%（据置期間は無利子）

(4) 据置期間

3年（特別の事情のある場合は5年）

(5) 償還期間

10年（据置期間を含む）

(6) 償還方法

年賦又は半年賦

(7) 申込先

市町村

第3 雇用機会の確保

〔 主な実施機関
市町村，徳島労働局 〕

1 計画目標

公共職業安定所（以下「安定所」という。）その他の職業安定機関は、被災による離職者等に対し、職業の斡旋により職業の安定を図るほか、安定所は激甚災害における求職者給付の支給の特例措置又は災害時における求職者給付の支給に関する特例措置に基づく基本手当の支給により生活の安定・確保を図る。

2 現況

県内8安定所において、求職及び求人の申込みを受け、職業紹介を行うほか雇用保険法の規定による失業等給付を行っている。

3 対策

(1) 市町村は、被災者の職業斡旋について、徳島労働局に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。

(2) 徳島労働局は以下の措置を講ずる。

ア 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職について徳島労働局及び公共職業安定所は適切な斡旋計画を樹立し、速やかに職業の確保を図る。また、必要に応じて広域職業紹介を実施する。

イ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長は次の措置を講ずる。

(ア) 被災者のための臨時相談窓口の設置

(イ) 公共職業安定所に出向くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

(ウ) 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

(エ) 災害のため所定の失業の認定日に来所できない雇用保険受給資格者に対して、事後に証

明書による失業の認定を行う。

第4 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は次のとおりである。

〔主な実施機関〕
市町村，県（税務課）

1 市町村税

市町村は，被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を樹立しておくものとする。

2 県税

県は，被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し，地方税法（昭和25年法律第226号），徳島県税条例（昭和25年徳島県条例第31号）又は災害による県税の減免に関する条例（昭和29年徳島県条例第55号）により，県税の納税緩和措置として期限の延長，徴収猶予，減免等それぞれの事態に応じて，適切な措置を講ずる。

(1) 期限の延長

ア 災害により，納税義務者等が期限までに申告その他書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認められる場合で，当該災害が県の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたときは，知事は，職権により地域及び災害がやんだ日から2月以内の期日を指定して画的にその期限を延長する。

イ アの場合を除き，個別的事例又は狭い範囲内の事例については，知事は，納税義務者等の申請に基づき，災害がやんだ日から2月以内の期日を指定してその期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により，財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し，又は納入することができないと認められるときは，その納付し，又は納入することができないと認められる金額を限度として，その者の申請に基づき，1年以内の期間を限り，徴収を猶予する。

なお，猶予した期間内に納付し，又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは，納税義務者等の申請により，更に1年以内の延長をする。

(3) 滞納処分の停止等

災害により，滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合には，滞納処分の執行の停止，換価の猶予，延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 減免等

被災した納税義務者等に対し，必要と認める場合には，該当する各税目について次により税の減免，納入義務の免除等を行う。

ア 個人の県民税

個人の市町村民税と同じ取扱いで減免する。

イ 個人の事業税

被災の状況に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災の日の属する年度分を軽減し、又は免除する。

ウ 不動産取得税

不動産の取得の日から6月以内に災害等により当該不動産が滅失若しくは損壊した場合、又はそれ以外の場合で災害により、滅失若しくは損壊した不動産に代わる不動産（知事が認めたもの）を、当該滅失若しくは損壊した日から3年以内に取得したときは、納税義務者からの申請により、軽減し、又は免除する。

エ 自動車税

納税義務者が所有する自動車が災害により損害を受け、相当の修繕費（保険金等で補てんされる金額を除く。）を要すると認められる場合には、損害の程度に応じて、災害により損害を受けた日以後に納期の到来する年度分の2分の1以内の税額を軽減する。

オ 自動車取得税

取得した自動車が取得の日から1月以内に天災により滅失した場合は、納税義務者からの申請により免除する。

カ 軽油引取税

災害により軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、当該軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

第5 応急融資

1 生活福祉資金（災害援護資金）

（ 主な実施機関
市町村，県（保健福祉政策課） ）

(1) 貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯

(2) 貸付限度額 150万円以内

住宅の全・半壊などで復旧費用が150万円以上必要な場合は、住宅資金と重複して150～250万円（特別の場合250～350万円）

(3) 貸付条件

ア 据置期間 1年以内

- イ 償還期間 7年以内
- ウ 利 子 年3% (据置期間中は無利子)
- エ 保 証 人 原則として同 市町村の者
- オ 償還方法 年賦, 半年賦及び月賦による元利均等償還

(4) 申 込 方 法

原則として官公署発行の被災証明書を添付し民生委員, あるいは市町村の社会福祉協議会へ申し込む。

2 災害復興住宅資金

〔 主な実施機関 〕
県 (住宅課)

(1) 融 資 対 象

ア 建設資金

り災直前の建物価額の5割以上の被害を受けた場合

イ 補修資金

補修に要する額が10万円以上の被害を受けた場合

ウ 整地資金

建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行う場合

エ 土地取得資金

宅地が流出して新たに宅地を取得する場合

オ 移転資金

補修する家屋を移転する場合

(2) 条 件 (平成12年5月29日現在)

ア 融資金額

(ア) 建設の場合

住 宅 の 種 別	住宅建設費の融資限度額	土地取得費の融資限度額	整地費の融資限度額
耐火構造の住宅, 準耐火構造の住宅又は 木造(耐久性)の住宅	1,160 万円	770 万円	380 万円
木造(一般)の住宅	1,100 万円		

(イ) 購入の場合

住 宅 の 種 別	新築家屋の融資限度額 (土地取得資金770万円を含む)	中古家屋の融資限度額 (土地取得資金770万円を含む)
耐火構造の住宅， 準耐火構造の住宅 又は木造(耐久性)の住宅	1,930 万円	1,630 万円
木造(一般)の住宅	1,870 万円	1,420 万円

(ウ) 補修の場合

災害復興住宅補修費の 融 資 限 度 額	移 転 費 の 融 資 限 度 額	整 地 費 の 融 資 限 度 額	備 考
木 造 10万円以上590万円以下 耐火・準耐火 10万円以上640万円以下	380 万円	380 万円	移転費と整地費をあわせて 融資する場合における移転費 と整地費の合計額の限度額は 380万円

イ 償還期間

(ア) 建設の場合

耐火構造，準耐火構造又は木造(耐久性)	木造(一般)	備 考
35年以内	25年以内	融資の日から3年以内のすえおき期間を設けることができ、その期間、償還期間を延長できます。

(イ) 購入の場合

住宅の種別	耐火構造	準耐火構造	木造(耐久性)	木造(一般)	備 考
新築家屋	35年以内	35年以内	35年以内	25年以内	融資の日から3年以内の すえおき期間を設けるこ とができ、その期間、償 還期間を延長できます。
中古家屋	原 則 20年以内	同 左	原則15年以内		

(ウ) 補修の場合

20年以内

ウ 融資を受けることのできる住宅

住宅の種別	住宅部分床面積	備考
建築	13㎡以上175㎡以下	
新築住宅購入	40㎡以上175㎡以下	申込受付日から2年前の日以降に竣工したもの、又は竣工予定のもの
中古住宅購入	(1戸建等は50㎡以上175㎡以下)	築年数が20年以内(耐火)、又は15年以内(木造、準耐火)のもの
補修	床面積及び築年数に関する制限はありません。	

注：175㎡よりも大きな住宅が被害にあったときは、その広さまでの住宅を建設、購入できます。

エ 利率

年2.0%

オ 保証人

融資を受けた家屋に自ら居住する場合で、その家屋に公庫のために抵当権を設定するときは、(財)公庫住宅融資保証協会を利用することができる。

カ 償還方法

元利均等毎月払い又は元利均等毎月払いと6カ月払いの併用(併用は融資額100万円以上の場合にできる。)、元金均等毎月払い(自ら居住する場合に限る。)又は元金均等毎月払いと元金均等6カ月払いの併用(自ら居住する場合に限る。併用は融資額100万円以上の場合にできる。)

(3) 申込方法

申込みは次の機関が受け付ける。

最寄りの住宅金融公庫の業務取扱金融機関

3 災害対策資金

(主な実施機関)
県(地域経済再生課)

(1) 融資対象

県内において、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であって、事務所及び主

要な事業用資産が天災地変により全壊，半壊，流出，浸水又はこれらに準ずる損害を受けたもの。

(2) 融 資 条 件

ア 資金使途

設備資金又は運転資金

イ 融資金額

5,000万円以内（ただし，運転資金は3,000万円以内）

ウ 融資期間

設備資金 10年以内， 運転資金 5年以内

エ 融資利率

年1.8%（平成16年4月1日現在）

オ 保証料

有担保 年1.0%

無担保 年1.1%

カ 担保及び保証人

取扱金融機関及び保証協会の取扱うところによる。

(3) 申 込 先

取扱金融機関及び徳島県信用保証協会

4 農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は次のとおりである。

〔 主な実施機関 〕
県（検査金融課）

(1) 農林漁業金融公庫資金

- | | |
|----------|------------------------------------|
| ア 農業関係資金 | 農業基盤整備資金
農業経営維持安定資金
農林漁業施設資金 |
| イ 林業関係資金 | 林業基盤整備資金
林業経営安定資金
農林漁業施設資金 |
| ウ 漁業関係資金 | 沿岸漁業経営安定資金
農林漁業施設資金 |

(2) 天災資金

「天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法」いわゆる天災融資法が適用された場合，農協，森林組合，漁協等を通じて融資する。

(3) 県単農業災害対策特別資金

知事が融資要綱で指定する災害により被害を受けた農業者が，天災資金を要綱で定めた利率以内で借り受ける場合に，当該資金の融資機関に対して県及び市町村で利子補給を行い，もって被害農業者の負担の軽減を図る。

(4) 県単林漁業災害対策特別資金

県が告示により指定した災害によって損失を受けた林漁業者に対し，再生産等に必要な経営資金又は林漁業施設の復旧に必要な施設資金の融資の融通を円滑にする措置を講じて経営の安定に資する。

5 勤労者ライフサイクル資金（災害費）

〔 主な実施機関
県（労働政策課） 〕

(1) 融資対象

次の全ての要件を満たしている者

ア 県内に住所を有している者

イ 県内の事業所に1年以上勤務している者

ウ 前年年収が，住宅金融公庫収入基準に準じた者（ただし，同基準の10万円未満の端数を除いた年収以下とする。）

エ 最終返済時の年齢が満70歳未満の者

オ 災害により，本人又は扶養家族の家屋，家財等に損害を受けた者

(2) 融資条件

ア 資金用途

災害により，本人又は扶養家族の家屋，家財等に損害が発生し，それを復旧又は，購入するために必要な経費

イ 融資金額

100万円以内

ウ 融資期間

10年以内

エ 融資利率

年 1.50% (平成 17 年 4 月 1 日現在)

才 保証料

労働金庫正会員 年 0.7%

労働金庫その他会員 年 1.2%

カ 担保及び保証人

社団法人日本労働者信用基金協会の債務保証もしくは連帯保証人による

(3) 申込先

県内の四国労働金庫各支店

第 6 生活相談

県及び市町村は、被災者のための臨時相談窓口（相談所）の設置等、被災者に対する迅速かつ適切な相談業務が行われるよう努めるものとする。

第5節 計画的復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地の再建は、都市構造や産業基盤の改変を伴うような高度かつ大規模な事業となることから、県及び市町村は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、関係機関と調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

県及び市町村は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。